5 三総契第320号 令和5年7月7日

事業者 各位

三鷹市長 河村 孝 (公印省略)

前払金の使途拡大及び工事請負契約約款の一部改正について

三鷹市発注工事の前払金の使途拡大について、令和5年度においても継続して行うこととしました。また、災害復旧工事中における損害発生時の受注者負担軽減を図るため、下記のとおり三鷹市工事請負契約約款の一部を改正しましたのでお知らせします。

記

1 改正内容

(1) 平成 28 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和 6 年 3 月 31 日までに払出しが行われるものについては、前払金の使途について、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に拡大します。

ただし、これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の 100 分の 25 とし、 中間前払金については前払金の使途拡大の対象外とします。

- (2) 災害応急対策又は災害復旧に関する工事中の2次災害(不可抗力)による 損害については、受注者が善管注意義務を果たしていることを前提に、1%の 受注者負担を求めないこととします。
- 2 改正年月日令和5年7月7日
- 3 その他

既に請負契約を締結した工事についても前払金の使途拡大を適用することが可能ですが、その場合は、当該契約における前払金の使途制限に係る規定を変更することが必要となりますので、契約管理課までお問い合わせください。

お問い合わせ先 三鷹市総務部契約管理課契約係 電話0422-29-9172(直通)